

川西町自家用有償バス車両広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、川西町自家用有償バス(以下「コミュニティバス」という。)車両広告掲載要綱(平成26年10月川西町告示第37号、以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の取付箇所、規格及び広告掲載料)

第2条 要綱第5条に規定する広告の取付箇所及び規格並びに第11条第1項に規定する広告掲載料は、次の表のとおりとする。

番号	取付箇所	規格	広告掲載料
1	運転席側上段前側	W1300×H250	4,500円/月
2	運転席側上段後側	W1300×H250	4,500円/月
3	助手席側上段前側	W1300×H250	4,500円/月
4	助手席側上段後側	W1300×H250	4,500円/月
5	後部上段	W1000×H200	6,000円/月
6	後部下段	W1400×H300	7,000円/月
7	運転席横側	W420×H250	3,000円/月
8	助手席横側	W420×H250	3,000円/月

(広告掲載方法)

第3条 要綱第6条に規定する広告掲載方法は、住友3Mバス用ラッピングシート(再剥離仕様)を用いた方法とする。なお、同等品による広告掲載方法を採用したい場合は、コミュニティバス運行業務担当課と十分協議を行い、これに従わなければならない。

(コミュニティバス運行関係機関)

第4条 要綱第10条に規定するコミュニティバス運行関係機関は、コミュニティバス運行業務委託業者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、国、県、警察その他公共機関等をコミュニティバス運行関係機関に加える。

(広告掲載料の納付期日)

第5条 要綱第11条第2項及び第14条第1項第1号に規定する町長が指定した期日は、広告掲載決定通知を送付した日から14日以内とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成26年告示第38号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。